

答申（制）第38号
令和2年5月28日

長崎県知事 中村 法道 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 武藤 智浩



特定個人情報保護評価書の第三者点検について（答申）

令和2年3月11日付け31市町村第621号で諮問があったこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の内容は、概ね妥当なものと認められるが、特定個人情報保護という重要性に照らし、以下の諸点につき、審査会における検討を踏まえて適宜見直しをすることによって、さらに充実した運用がなされるものと思われる。

- （1）自己点検は各課で行い、監査は市町村課が行うとのことであるが、市町村課が自己点検を行う内容については、他の部署による監査を実施するような仕組みを検討すること
- （2）評価書の記載をより適切な表現に改めること